第三号様式を次のように改める。

表　縦十センチメートル
　　横八センチメートル

証　明　書

第　号　令和　年　月　日交付

所　属

職　氏　名

都道府県知事
（市　長）　印

右の者は、児童福祉法第十八条の十六、第十八条の三十二、第三十四条の五、第三十四条の七の三、第三十四条の七の六、第三十四条の十四、第三十四条の十八の二、第三十四条の二十五又は第四十六条の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

裏

第十八条の十六　都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八条の三十二　（略）

②・③　（略）

④　第十八条の九第三項及び第十八条の十から第十八条の十七までの規定は、指定地域試験機関が地域試験事務を行う場合について準用する。この場合において、同項中「都道府県」とあるのは「第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」と、「第一項」とあるのは「第十八条の三十二第一項」と、第十八条の十、第十八条の十三から第十八条の十五まで、第十八条の十六第一項及び第十八条の十七の規定中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、第十八条の十一第一項中「保育士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務」とあるのは「第十八条の三十一第一項に規定する判定事務」と、「保育士試験委員」とあるのは「地域限定保育士試験委員」と読み替えるものとする。

第三十四条の五　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の七の三　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の七の六　都道府県知事は、児童及び妊婦の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の十四　都道府県知事は、前条の基準を維持するため、一時預かり事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④　（略）

第三十四条の十八の二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、病児保育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③　（略）

第三十四条の二十五　都道府県知事は、第三十四条の二十二第一項の基準を維持し、又は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の適切な実施を確保するため、登録一時保護委託者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは登録一時保護委託者が一時保護を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③～⑥　（略）

第四十六条　都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④　（略）

第三号様式（第六条の七第二項関係）

第六号様式を次のように改める。

保　育　士　登　録　証

本籍地都道府県名（国籍等）
氏　名
生年月日
登録番号
登録年月日
年　月
指定保育士養成施設卒業
若　し　く　は
保育士試験全科目合格
若　し　く　は
地域限定保育士からの移行

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の保育士として登録したことを証する。

年　月　日

都道府県知事　㊞

（日本産業規格Ａ４）

備考　１　登録の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。

２　特定登録取消者（児童福祉法第18条の20の２第１項に規定する特定登録取消者をいう。）であって、同項（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号。以下「令和７年改正法」という。）附則第15条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による保育士登録を受けた者に該当するときは「（児童福祉法第18条の20の２第１項（令和７年改正法附則第15条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による保育士登録）」を「指定保育士養成施設卒業若しくは保育士試験全科目合格若しくは地域限定保育士からの移行」の下部に記載する。

第六号様式（第六条の三十二第一項関係）